

一般社団法人AMUSE幹事会運営要綱

平成28年3月30日
AMUSE要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人AMUSE定款第33条第3項の規定に基づき、一般社団法人AMUSE幹事会（以下「幹事会」という。）の議事手続その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 幹事会は、次の事務を行う。

(1) この法人が決定した事業の円滑な運営及び理事会が所掌する事務の処理

(2) この法人で取り組む課題やプロジェクトの推進等の検討

2 前項各号の処理及び検討結果については、理事会に報告するものとする。

(会議)

第3条 幹事会は、代表理事が招集する。

2 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、持ち回りにて開催することができるものとする。

3 幹事会には、必要に応じて専門的知識を有する者又は関係会員の出席を求めることができる。

4 幹事会の資料及び議事要旨はこの法人の会員に公開する。

(要綱の改訂)

第4条 本要綱は、必要に応じて幹事会が理事会と協議の上、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

参考 2017年度「幹事」

1. 長谷川 公 治
2. 浅 井 慶 子
3. 庄 中 達 也
4. 内 田 大 貴
5. 菊 地 信 介
6. 今 井 浩 二